

＜住宅リフォームエキスパート＞増改築相談員 研修会受講申込書 兼 登録申請書

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター 御中（登録制度運営者）

御中（研修会実施者）

受付番号 No.

※裏面「個人情報の取扱いについて」をよく読み、枠内に記入してください。

私は、＜住宅リフォームエキスパート＞増改築相談員の研修会に申し込むとともに登録を申請します。申請の内容に真実と相違することが判明した場合及び相談等業務にあたり著しく不誠実な行為をした場合には、登録を抹消されても異存ありません。

（西暦） 年 月 日 申請者氏名（自署）

「研修会受講申請書 兼 登録申請書」にご記入いただいた個人情報は、資格登録制度の運営、ホームページ等による登録者名簿の公開、登録者への資料送付及び統計処理の目的で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターと研修会実施者で共同利用します。下記の個人情報に変更が生じた場合は、速やかに「登録変更届」により申請してください。

申請区分 (該当区分に○)		新 規 ・ 更 新 ・ 再 登 録		登録番号 ※更新・再登録のみ記入			
研修会会場				研修会年月日		(西暦) 年 月 日	
登 録 事 項	名簿への 公開希望	裏面の「個人情報の取扱い」を確認し、登録者名簿への公開について、次のいずれかに必ず○をつけてください。 a. 勤務先の公開を希望 b. 自宅の公開を希望 c. 公開を全く希望しない					
	フリガナ			旧字等記入欄	性 別	男 ・ 女	
	氏 名				生年月日 (西暦)	年 月 日	
	勤務先 名称			所属（部課名まで）			
				役職名(公開希望の方のみ)			
	勤務先 住所	〒 —		TEL	— —		
				FAX	— —		
	自宅住所	〒 —		TEL (携帯優先)	— —		
			FAX	— —			
e-mail	@						
（主なものに○） 分類表	勤務先 分類	1. 大工 2. 工務店 3. 専門工事会社 4. 住宅会社 5. 建設会社 6. リフォーム専業 7. 住設機器メーカー 8. 設計事務所 9. その他()					
	職務分類	1. 施工管理 2. 工事監理 3. 施工 4. 企画 5. 設計 6. 積算 7. その他()					
建築等に関する 資格 (保有資格に○)		1. 一級建築士 2. 二級建築士 3. 木造建築士 4. マンション管理士 5. 建築施工管理技士 6. 建築設備士 7. マンションリフォームマネジャー 8. インテリアコーディネーター 9. インテリアプランナー 10. 福祉住環境コーディネーター 11. キッチンスペシャリスト 12. その他()					

※以下、新規の方のみ記入

※職務分類 1. ～6. の番号を選択

受講資格に係る申請者の実務経歴（住宅に関する5年以上の職務内容がわかるように記入）

(西暦)年月	年月数	勤務先・部課名	住宅に関する業務内容		
			新築・リフォーム (該当区分に○)	職務分類 上記 1.～6. の 該当番号に○	7.その他の職 務内容を記入 (営業は除く)
～ 年 月 ～ 年 月	年 月		新築・リフォーム	1. 2. 3. 4. 5. 6.	
～ 年 月 ～ 年 月	年 月		新築・リフォーム	1. 2. 3. 4. 5. 6.	
～ 年 月 ～ 年 月	年 月		新築・リフォーム	1. 2. 3. 4. 5. 6.	
～ 年 月 ～ 年 月	年 月		新築・リフォーム	1. 2. 3. 4. 5. 6.	
～ 年 月 ～ 年 月	年 月		新築・リフォーム	1. 2. 3. 4. 5. 6.	

個人情報の取扱いについて

表面に記入した個人情報は、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの個人情報保護方針に基づき、以下のとおり取り扱います。

1) 個人情報の利用目的

資格登録制度の運営、ホームページ等による登録者名簿の公開、登録者への資料送付及び統計処理の目的で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターと研修会実施団体で共同利用します。

2) 個人情報の第三者への提供

リフォームを行う消費者への情報提供を目的とした登録者名簿を作成し、都道府県、市町村等へ配布するとともに、当財団のホームページにて公開します。公開する情報は、次のとおりです。

a. 勤務先の公開を希望する方は、「登録番号、氏名、勤務先(会社)の名称・所属・住所・電話番号、介護保険研修受講の有無」を公開します。

b. 自宅の公開を希望する方は、「登録番号、氏名、自宅の住所・電話番号、介護保険研修受講の有無」を公開します。

c. 公開を全く希望しない方は、当財団への登録はされますが、配布用の登録者名簿やホームページには掲載されません。

なお、「公開を全く希望しない」を選択した場合でも、消費者等から貴殿が登録者かどうかの照会があった場合、＜住宅リフォーム ekspert＞増改築相談員であるか否かについては回答します。

3) 個人情報の開示請求等への対応

登録者本人から個人情報の開示、訂正、追加、削除等について申し出があった場合はこれに対応します。ただし、市町村合併等の行政による住所変更があった場合は、当財団にて登録情報を変更させていただくことがあります。